



終活チェック



- ☐ お子さまがいない
- ☐ 相続人に次のような方がいる
 - ・ 障害を持った方
 - ・ 未成年の方
 - ・ 認知症の方
- ☐ 財産の中に不動産や分割しづらい物が多い
- ☐ 親族以外に財産を渡したり、支援団体に寄付をしたりしたい
- ☐ 連絡の取れない相続人がいる
- ☐ 相続人同士の仲が悪い
- ☐ 誰にも相談しないで作った遺言書がある
- ☐ 誰にも終活について相談したことがない

チェックがついた方は
遺言書作成サポート
をご検討ください。

遺言書を作成するメリット

遺言書を作成することで「遺産分割協議」が不要になり、銀行の解約や不動産の登記などの手続きもお客様の遺志の通り当社にて行うことができます。手続きをできる人がいない、遺産分割で争う、などのトラブルを事前に防ぐことができます。



遺言書作成に関する事前のご相談から遺言公正証書の作成・保管、相続開始後の執行手続きにいたるまで、責任を持ってお手伝いさせていただきます。

文案作成

- 公証人との遺言書案調整
- 公証役場の日程調整
- 公証人の出張手配



公証役場



自宅や福祉施設への出張も可能です



財産の調査

- 預貯金・不動産の調査
- 書類収集

相続人の調査

- 戸籍・住民票等の収集



面談

- 財産の分配先・寄付先等の希望をヒアリング

公正証書遺言 作成完了・ご精算

アフターサポート

定期的に内容を確認していただき変更があれば面談、作成し直すことができます

保管

その日が訪れるまで
耐火金庫で大切に
保管します

定期 照会

ご逝去

執行を開始します

- 遺言者死亡の通知
- 遺言書の開示と遺言執行者の就職通知
- 相続財産の確定
- 財産目録の作成・交付
- 金融機関等の解約・名義変更
- 司法書士による不動産の相続登記
- 税理士による相続税の申告
- 遺言執行完了のご報告

こんなサービスも
ございます

自筆証書遺言の作成サポート
⊕ 遺言執行

ご自身で作成された遺言書のチェックサービスも行っております。
お気軽にご相談ください。